

景観重要建造物・景観重要樹木の指定について

豊橋市は令和3年4月に景観法に基づく景観計画の運用を開始し、美しく地域らしい景観づくりに向けて、建築行為等に対する規制・誘導や景観上重要な資源の保全など、新たな取り組みを開始することにしました。

そうした取り組みのひとつとして、景観重要建造物と景観重要樹木の指定を進めることとし、令和3年度の豊橋市公会堂をはじめ昨年度は豊橋市民俗資料収蔵室ほか1件を指定しました。昨年度までに景観重要建造物6件と景観重要樹木1件を指定しました。

引き続き今年度は、景観重要建造物1件と景観重要樹木1件の指定を行いたいと考えています。

■ 1 景観重要建造物と景観重要樹木とは

景観重要建造物と景観重要樹木は、良好な景観形成に重要な建造物や樹木を景観法に基づき指定するものです。歴史・文化的な価値や学術的な価値の高さを問うものではなく、地域の良好な景観形成の核として、その保全と継承を図る観点から指定するものです。

指定の方針と指定基準は、景観計画に示しており、所有者の意見を聴いた上で市長が指定します。

※ 詳しくは、資料2「景観重要建造物と景観重要樹木の指定制度」を参照

■ 2 今年度の指定候補の選定について

今年度の指定候補の選定にあたって、文化財をはじめ景観計画策定時に収集した景観資源の情報などをもとに、景観的に特に優れたものを抽出しました。

その上で、所有者の同意が得られた、下記の^{まえしば}前芝の^{とうみょうだい}燈明台と^{りゅうげんいん}龍源院の^はお葉つき^{いちよう}公孫樹の2物件を今年度の指定候補として選定しました。

● 今年度の指定候補



▲ ^{まえしば}前芝の^{とうみょうだい}燈明台（前芝町）



▲ ^{りゅうげんいん}龍源院の^はお葉つき^{いちよう}公孫樹（船渡町）

■ 3 今年度の指定候補の概要と指定基準への適合状況について

(1) 景観重要建造物指定候補：前芝の燈明台

指 定 番 号	第 7 号
指 定 年 月 日	令和 7 年 月 日
名 称	まえしば どうみょうだい 前芝の燈明台
所 在 地	豊橋市前芝町字青木 95 番地先
所 有 者	豊橋市（教育委員会 美術博物館）
所有者の住所	豊橋市今橋町 1
構 造 ・ 規 模	本 体：木造 2 階建て、 さんがわらぶ 棧瓦葺き、 ほうぎょうづくり 方形造 基壇部：石灰石三段積 床面積：19.8 m ²
建 築 年 代	昭和 41 年（復元）
指 定 の 範 囲	建造物 1 棟

建造物の概要
と
外観の特徴

前芝の燈明台は、豊川河口部右岸の前芝町の堤防沿いにある江戸時代の燈明台である。

かつて前芝町には前芝湊があり、吉田藩の吉田湊への物資の運搬や対岸の伊勢神宮へ渡航する船舶の碇泊で賑わっていた。そこで、吉田藩が、海上航行の安全と前芝湊・吉田湊の指針として寛文 9 年（1669）に本燈明台を建設した。管理は旧前芝村（現前芝町）に命ぜられ、村民の手で毎夜点灯されていた。台風や高潮により幾度も損壊・流失したが、その都度吉田藩により修復されてきた。現在のものは、昭和 41 年（1966）に復元されたもので、当時の姿をとどめている貴重な建造物である。

明治 40 年（1907）、すぐ近くに愛知県営燈台が新設されるとともにその役目を終えたが、地域住民による前芝燈明台保存会により大切に保存されてきた。昭和 40 年（1965）12 月に所有が保存会から豊橋市に移管されている。

本建造物は、木造棧瓦葺きで、江戸時代の木造燈明台の建築様式を後世に伝えている。平面形状は正方形で、屋根は棧瓦葺で 4 つの面が一つの頂点に集まる方形造りとなっており、頂部には宝珠が据えられている。外壁は下見板張りで、四角い灯室の下は裾に向かってゆるやかに広がる袴腰となっている。石灰石三段積みの基壇の上に建ち、全体の高さは地面から 7m3 cm である。

光の到達する距離は、5 海里（約 9.3 km）にもおよび、西は宝飯郡西浦村（現蒲郡市）、南は渥美郡田原村（現田原市）まで届いたという。

かつて湊町として栄えた前芝町周辺は、昭和 40 年代初めまでは漁村としても栄え、今でもかつての面影を感じる静かなまち並み景観が広がっている。本建造物は、こうした地域にあつて、地域住民により大切に保存されてきており、地域のシンボリックな存在で、往時の歴史や文化を後世に伝え、良好な景観形成の規範となるものである。

また、木造の燈明台の遺構が残っている例は全国的にも少なく、その歴史・学術上の価値の高さから、昭和 32 年（1957）に豊橋市有形文化財に指定され、その後、昭和 40 年（1965）には愛知県史跡に指定されている。

指定基準への 適合状況	本建造物は、地域の歴史、文化、生活等からみて、その外観が景観上の特徴を有し、本市の良好な景観の形成に重要なものであり、次の項目にも該当することから、指定基準（１）を満たしている。 ・地域の景観のシンボルとなっている ・地域の歴史や文化を後世に伝えている ・地域の良好な景観形成の規範となるものである ・市民に親しまれ、愛されている また、豊川河口の堤防道路に沿った敷地に建ち、公衆によって容易に望見できるものであることから、指定基準（２）を満たしている。
指定の理由	本建造物は、江戸時代の木造燈明台を、昭和 41 年（1966）に復元したもので、当時の外観をとどめている貴重な景観資源である。 かつて湊町や漁村として栄えた前芝町にあり、地域の景観のシンボリックな存在で、地域の歴史や文化を後世に伝えており、地域の良好な景観形成の規範となるものである。明治 40 年に燈明台としての役目を終えてからも、前芝燈明台保存会により大切に保存され、老朽化が激しかったため改築された。現在でも、地域住民による清掃が行われるなど、市民に親しまれ、愛されている。 また、その歴史・学術上の価値の高さから、豊橋市有形文化財に指定され、その後、愛知県史跡に指定されている。 以上のことから、本建造物を、景観重要建造物に指定するものである。
文化財の指定等	愛知県指定史跡（昭和 40 年 5 月 21 日指定）
写真	

■ 景観重要建造物の指定基準（１）の各項目への該当状況の整理

指定基準（１）の項目		該当の有無	該当する根拠
①	地域の景観のシンボルとなっている	○	本建造物は、江戸時代の木造燈明台で、昭和 41 年（1966）に復元され、当時の外観をとどめている貴重な存在である。 前芝町は、かつて湊町や漁村として栄えた地域で、周辺には当時の面影を感じる静かなまち並み景観が広がっている。そうした地域にあって、海を臨む堤防沿いに建つシンボリックな姿は、地域の歴史的な景観を彷彿とさせる。 このように、本建造物は、地域の景観のシンボルになっているものである。
②	地域の歴史や文化を後世に伝えている	○	本建造物は、江戸時代に海上航行の安全と前芝湊・吉田湊の指針として吉田藩により建設された歴史ある燈明台である。幾度も損壊・流出したが、吉田藩により修復され、現在のものは昭和 41 年（1966）に復元されたものである。 当時の木造燈明台の建築様式を後世に伝える存在であり、その歴史・学術上の価値の高さから、県の史跡に指定されている。 このように、本建造物は、地域の歴史や文化を後世に伝えているものである。
③	地域の良い景観形成の規範となるものである	○	本建造物は、本市の景観計画において、前芝湊周辺エリアにある。地域らしい景観形成を図る指針において本エリアでは、湊町や漁村から発展してきたまちの歴史と文化を尊重するよう努めるものとしている。 本建造物は地域の歴史的な景観を彷彿とさせる存在であり、その木造葺き瓦葺きの建築様式は景観配慮の規範となるものである。 このように、本建造物は、地域の良い景観形成の規範となるものである。
④	市民に親しまれ、愛されている	○	本建造物は、江戸時代に建設されて以来、旧前芝村で管理し、村民の手で毎夜点灯されてきた。明治 40 年（1907）に燈明台としての役目を終えた後は、前芝燈明台保存会が設立され、昭和 40 年（1965）に市に所有が移管されるまで、地域住民により大切に保存されてきた。現在でも、地域住民による清掃が行われるなど、市民に親しまれ、愛されている。 市制施行 100 周年記念に前芝校区の住民により編集された校区史では、本燈明台の写真が表紙を飾り、地域住民が誇りと愛着を持っていることがうかがえる。 このように、本建造物は、市民に親しまれ、愛されているものである。



▲ 豊川河口部に建つ燈明台（上流側から河口側を臨む）



▲ 豊川河口部に建つ燈明台（河口側から上流側を臨む）



▲ 燈明台と前芝町の静かなまち並み

(2) 景観重要樹木指定候補：龍源院のお葉つき公孫樹

指 定 番 号	第 2 号
指 定 年 月 日	令和 7 年 月 日
名 称 ・ 樹 種	りゅうげんいん 龍源院のお葉つき公孫樹
所 在 地	豊橋市船渡町字城戸中 16 番 2 龍源院境内
所 有 者	龍源院
所有者の住所	豊橋市船渡町字城戸中 20
科 名 ・ 幹 周 等	科名：イチョウ科イチョウ属 幹周：427 c m 樹高：20.4m 枝張り：20.3m×21.0m
樹 齢	推定 400 年以上
指 定 の 範 囲	樹木 1 本

樹木の概要
と
樹容の特徴

本樹木は、三河湾に面する大崎の台地にあり、地域の象徴的な存在になっているイチョウの巨木である。

文亀 3 年（1503）に創立された龍源院の山門前にあり、樹齢は少なくとも 400 年以上を経ていると推測される。高さは 20m を超え、その大きな樹冠は、地域を縦断する大崎街道からも、まち並み越しに見ることができる。

龍源院のすぐ北東には大崎城址がある。大崎城は、永正年間（1504～1521）に戸田氏と牧野氏が今橋城（吉田城の前身）の争奪を繰り返した後、今橋城を奪われた戸田氏が、今橋城に対して築いた城である。慶長 6 年（1601）、大崎城主であった中島家は、この木のある龍源院を菩提寺としている。

また、かつて大崎は半農半漁の村で、三河湾から多くの海の恵みを得て発展してきた。しかし、昭和 14 年に海軍飛行場が漁場に建設され、さらに昭和 30 年代以降には工業や港の整備が進み、地域の環境や住民の暮らしは大きく変化してきた。

この地に深く根を張り、長い年月を生き抜いてきたこの巨木は、こうした地域の歴史や幾世代にもわたる人々の暮らしを見守り続けてきた。

そうしたことから地域住民は、この巨木に畏敬の念を抱き、誇りをもって大切に守り続けている。清掃をはじめ根元の土壌流出に対する防護措置や樹勢維持のための剪定などが、地域住民により適宜行われ、今でも樹勢盛んである。

この巨木は、地上 5m のところから太い枝が大きく広がり、球体状の樹容をし、堂々と立つその姿は、独特の風格を漂わせている。枝分かれする幹には乳（鍾乳石のように垂れたこぶ）と呼ばれる木根がある。

イチョウは雌雄異株の植物であるが、この木は雌木で、秋になるとお葉つきの種子（ギンナン）をつける。お葉つきとは、葉に直接種子がつく奇形のことである。なかには、大小 3 個の種子が付着し、その間に緑葉の残片をつけるといった奇妙な形のものもまじっている。また、枝は、樹皮の厚い長枝と薄い短枝が続けて交互に生え、その先に種子をつけている。

こうした特徴は非常に珍しく、学術上も貴重であることから、県の天然記念物にも指定されている。

長い年月を生き抜いてきたこの巨木は、歴史ある龍源院の参道沿いにある。石仏が並び、苔むす石垣が続く参道と一体になった趣きある景観は、住民の心に和みを与えている。

また、秋が訪れるとしだいに黄葉が始まり、晩秋の頃、巨木全体が黄金色に輝き、やがて鮮やかな落ち葉が広がる。刻々と変化する美しい景観は人々を魅了し、住民の愛着を高めている。

この巨木は、地域の景観のシンボルとなっている。

指定基準への 適合状況	本樹木は、前述のとおり、地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、本市の良好な景観の形成に重要なものであり、次の項目にも該当することから、指定基準（１）を満たしている。 ・地域の景観のシンボルとなっている ・地域住民に大切に守られ、地域の誇りとなっている また、龍源院の参道沿いにあり、公衆によって容易に望見できるものであることから、指定基準（２）を満たしている。
指定の理由	本樹木は、龍源院の参道沿いにある巨木で、堂々と立つその姿は、独特の風格を漂わせている。参道と一体となった趣きある景観や、晩秋の頃に黄金色に輝く美しい姿は、地域の景観のシンボルとなっている。 また、推定樹齢 400 年以上のこの樹木は、地域の歴史や人々の暮らしを見守り続けて生き抜いてきており、地域住民はこの木に畏敬の念を抱き、誇りをもって大切に守り続けている。 さらに、県指定天然記念物やとよはしの巨木・名木 100 選にも指定されており、本市を代表する樹木である。 以上のことから、本樹木を、景観重要樹木に指定するものである。
文化財の指定等	県指定天然記念物（昭和 30 年 7 月 1 日指定） とよはしの巨木・名木 100 選（平成 17 年 3 月 18 日指定）
写真	

■ 景観重要樹木の指定基準（１）の各項目への該当状況の整理

指定基準（１）の項目		該当の有無	該当する根拠
①	地域の景観のシンボルとなっている	○	本樹木は、三河湾に面する大崎の台地にあり、地域の象徴的な存在になっているイチョウの巨木である。 龍源院の参道沿いにあり、堂々と立つその姿は、独特の風格を漂わせている。 参道と一体になった趣きある景観や、晩秋の頃に黄金色に輝く美しい姿は、地域の景観のシンボルとなっている。 また、県指定天然記念物やとよはしの巨木・名木 100 選にも指定されており、本市を代表する樹木である。 このように、本樹木は、地域の景観のシンボルになっているものである。
②	地域住民に大切に守られ、地域の誇りになっている	○	本樹木は、推定樹齢 400 年以上の巨木で、長い年月を生き抜いてきており、地域の歴史や幾世代にも亘る人々の暮らしを見守り続けてきた。 そうしたことから地域住民は、この巨木に畏敬の念を抱き、誇りをもって大切に守り続けている。清掃をはじめ根元の土壌流出に対する防護措置や樹勢維持のための剪定などが、地域住民により適宜行われ、今でも樹勢盛んである。 また、市制施行 100 周年記念に大崎校区の住民により編集された校区史では、本樹木の写真が巻頭を飾り、地域住民が誇りと愛着を持っていることがうかがえる。 このように、本樹木は、地域住民に大切に守られ、地域の誇りになっているものである。



▲ 龍源院の参道からお葉つきイチョウを望む



▲ 石仏が並び、苔むす石垣のある龍源院の参道



▲ 龍源院



▲ 見上げ

■ 4 今後の予定について

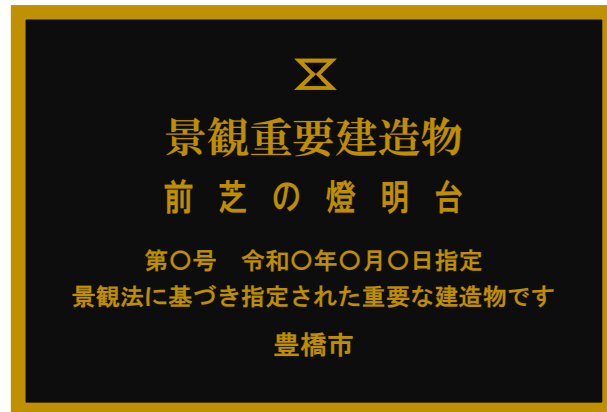
○令和7年3月上旬まで・・・標識の制作・設置

＊景観法の規定により、指定物件には標識の設置が義務付けられています。

○令和7年3月・・・指定の告示

所有者への指定の通知

公表（報道発表、市ホームページへの掲載など）



▲ 標識のイメージ（A4サイズ、真鍮）

■ 5 来年度以降の指定について

景観重要建造物と景観重要樹木の候補となる物件は、文化財をはじめ景観計画策定時に収集した景観資源をはじめ、それ以外にも考えられます。本制度や指定物件を広く周知し、市民や所有者の意見を踏まえながら、来年度以降も新たな物件の指定を検討していきます。

■ 参考

(1) 景観重要建造物の指定物件

No.	名 称	所在地	所有者	写 真	備 考
1	豊橋市公会堂	八 町 通 2-22	豊橋市		・ 本市を代表するシンボリックな近代建築 ・ 国登録有形文化財 ※景観重要建造物指定済み (R4.3.20)
2	二川宿本陣	二川町字中町 65、 65-1 一部	〃		・ 二川宿の歴史を後世に伝える大名の宿 ・ 市指定史跡 ※景観重要建造物指定済み (R5.3.16)
3	旧旅籠屋「清明屋」	二川町字中町 64-1	〃		・ 二川宿の歴史を後世に伝える旅籠屋 ・ 市指定有形文化財 ※景観重要建造物指定済み (R5.3.16)
4	旧商家「駒屋」	二川町字新橋町 21	〃		・ 二川宿の歴史を後世に伝える商家 ・ 市指定有形文化財 ※景観重要建造物指定済み (R5.3.16)
5	豊橋市民俗資料収蔵室(旧多米小学校校舎)	多米町字滝ノ谷 34-1-1	〃		・ 昭和の懐かしい木造校舎 ・ 国登録有形文化財 ※景観重要建造物指定済み (R6.3.13)
6	西駒屋	二川町字中 町 147-1	個人		・ 二川宿にある醸造業の歴史的建築物 ・ 国登録有形文化財 ※景観重要建造物指定済み (R6.3.13)

(2) 景観重要樹木の指定物件

1	野依八幡社のシダレザクラ	野依町字八幡 1	野依八幡社		・ 本市を代表する美しい花木 ・ 市指定天然記念物 ・ 巨木・名木 100 選 ※景観重要樹木指定済み (R4.3.20)
---	--------------	----------	-------	--	--

： 令和 3 年度指定物件

： 令和 4 年度指定物件

： 令和 5 年度指定物件